

平成 20 年 10 月 15 日

ご関係者様 各位

株式会社 新井組  
代表取締役社長 酒井 松喜

### 再生手続開始に当たって（再生手続開始決定のご報告）

弊社は、去る 10 月 8 日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、10 月 15 日に民事再生手続開始決定を受けました。このような事態となりご関係の皆様方に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、心からお詫び申し上げます。

今後につきましては、裁判所から選任された監督委員のご指導の下、社員一同全力を挙げて、1 日も早い工事の再開と事業の再生に向け取り組んで参ります。

皆様方には、あらためて深くお詫び申し上げますとともに、なにとぞ今後の弊社の再建に格別のご理解とご支援を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

#### 記

##### 1. 民事再生手続開始決定

平成 20 年（再）第 245 号再生手続開始申立事件（平成 20 年 10 月 8 日）について、平成 20 年 10 月 15 日午後 1 時東京地方裁判所より再生手続開始決定がされました。

##### 2. 民事再生法による今後の予定

①再生債権の届出期間	平成 20 年 11 月 12 日まで
②認否書の提出期限	平成 20 年 12 月 10 日
③再生債権の一般調査期間	平成 20 年 12 月 17 日から 平成 20 年 12 月 24 日まで
④報告書等（民事再生法 124 条、125 条）の提出期限	平成 20 年 12 月 8 日
⑤再生計画案の提出期限	平成 21 年 1 月 6 日

(注) 上記日程につきましては、今後の手続きの進行によっては変更となる場合があります。

以 上